

指定検査機関の検査員が実施する 11 条検査

下記のいずれかに該当する場合には、従来どおり県の指定検査機関である公益財団法人群馬県環境検査事業団の検査員が現地に直接伺って検査を実施します。

- ・ 処理対象人数が 51 人以上の浄化槽（毎年 1 回の検査が必要です）
- ・ 効率化 11 条検査で「不適」となった浄化槽（その翌年の検査に限る）
- ・ 効率化 11 条検査を実施している浄化槽については、定年周期（10 年に 1 回）で検査員による検査が実施されます。（この回は、効率化 11 条検査はおこないません）